

令和4年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和4年 9月21日（水）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡 田 智 子	7番	村 上 謙 武	13番	石 田 茂 春
2番	牧 野 牧 子	9番	西 尾 幸太郎	14番	高 宮 陽 一
3番	藤 野 定 幸	10番	池 田 賢 治	15番	米 澤 壽 重
4番	齋 藤 則 子	11番	安 部 大 助	16番	池 田 信 博
6番	大 江 寿	12番	前 田 芳 樹		

1. 欠席議員 5番 田 中 一 隆 8番 菊 地 政 文

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	地域振興課長	宇 野 慎 一
副 町 長	大 庭 孝 久	上下水道課長	村 上 和 久
教 育 長	野 津 浩 一	建 設 課 長	田 中 文 男
代表監査委員	嶽 野 正 弘	施設管理課長	増 本 直 行
総 務 課 長	佐々木 千 明	危機管理室長	齋 藤 和 幸
会 計 管 理 者	濱 田 勉	水産振興室長	橋 本 博 志
財 政 課 長	石 田 寛 弥	都市計画課長	石 田 傑
税 務 課 長	金 井 和 昭	総務学校教育課長	吉 田 隆
町 民 課 長	井 崎 理恵子	社会教育課長	中 村 恒 一
保健福祉課長	野 津 千 秋	布施支所長	山 根 淳
住民福祉担当課長	広 江 和 彦	五箇支所長	藤 野 一
環 境 課 長	原 秀 人	都万支所長	砂 本 進
商工観光課長	鳥 井 登	中出張所長	茶 山 宏
農林水産課長	河 北 尚 夫	中央公民館長	金 坂 賢 一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 村 上 克 樹 事 務 局 長 補 佐 山 本 幸 子

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性としています。また、質問時間は答弁を含み60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、11番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

今回は地域包括ケアシステムについてと、介護者（ケアラー、ヤングケアラー）の支援についての、二点について質問を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、地域包括ケアシステムについてであります。皆様ご存じのとおり、地域包括ケアシステムとは、高齢者の支援を目的に住まい、生活支援、介護、医療、予防が一体となった総合的なサービスを地域で提供する仕組みづくりを目的としており、「団塊の世代」が75歳以上を迎える2025年を目途に構築を推進するよう、国からも方針が示されております。

この地域包括ケアシステムは、当初、医療・介護サービスをどう組み合わせで提供するかといった限定的な体制論から始まりましたが、平成27年の「介護保険法」の改正により、介護予防や地域のさまざまな資源を生かして地域共生社会、社会的包摂といった、より大きな課題をどう解決するかに向かいつつあり、非常に事業範囲が広く、多種多様となっています。

本町における地域包括ケアシステムについては、自助、互助、共助、公助と大きく分けられており、公助、共助に関しては、体制や人材確保の課題はありますが、隠岐広域連合と共に連携しながらサービス提供されていると認識しております、自助、互助に関しては地域との連携、役割分担など大変難しい課題があるように感じています。

そこで、町長にお伺いいたします。

今後の地域包括ケアシステムの在り方について町長の見解と、現状も踏まえ、本町は隠岐広域連合とどのように役割分担をし、進めていくお考えかお聞かせ下さい。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、安部議員の分割質問一点目、「地域包括ケアシステム」についてのご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「地域包括ケアシステムの在り方に対する私の見解」についてであります、議員仰せのとおり、地域包括ケアシステムは、増加する高齢者に対する医療・介護サービスの提供体制の構築を目的に、国により提唱されてきたところでございます。

現在、本町では、人口減少や少子高齢化の影響により、医療介護を必要とする人が増加しており、また、高齢者を支え社会経済活動を担う年齢層の人口が減少しております。

独居や高齢者のみの世帯が増加し、支えあう機能の低下により、ちょっとした見守り等が受けられない状況が生じるなど、本町におきまして地域包括ケアシステムの構築は、大変重要な課題でございます。

本町といたしましては、「一人ひとりの住んで良かったが実現できるまち」を目指し、取り組みを進める必要があると考えております。

具体的には、一人ひとりの権利が^{まも}られ、自分のことを自分で決めることができる環境や、安心して暮らせる生活基盤を整備し、医療や介護などの公的サービスの安定供給を図り、地域では住民の方々が声を掛け合い、互いにつながることで、いきいきと暮らせるまちを実現するものと認識しております。

そのためには、行政や公的サービスを担う事業者の取り組みだけでは難しく、地域住民の方々による主体的な取り組みも欠かせないものと認識しております。

本町といたしましては、住民の方々が自らの健康づくりに取り組むことはもとより、地域では、実情に応じ、例えば、気軽に集まれるサロン活動などを行うことにより、交流を図り、高齢者の方々の孤立を防ぐとともに、健康づくりや介護予防の取り組みを行うことが大切であると考えており、引き続き、このような地域の活動を支援してまいります。

次に二点目の、「町は広域連合とどのように役割分担をし、今後どのように進めていくか」についてであります。医療や介護保険事業など、公共サービスの基盤整備や人材確保等につきましては、隠岐広域連合と連携し、介護保険事業計画の策定などを通して、議論を深め、施策の実施につきまして取り組みを進めてまいります。

地域における介護予防の取り組みにつきましては、行政が支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（ 安 部 大 助 ）

ただ今、答弁をいただきました。詳細まで分かりやすい答弁だったかと思います。今後、町としても進む方向、分かりやすかったなと思います。

その中で、何点か確認も含めて質問をさせていただきたいと思います。

地域包括ケアシステム、今後進めるうえで重要となってくるのは、その体制なのかと思っております。現在、庁の中に「地域包括支援センター」があります。実情は4名の職員の方々、再任用の方を含めて6名体制で行っていると思っております。

この「地域包括支援センター」の業務というのは、先ほど言ったシステムの構築、あるいは予防、介護といろんな面で多岐にわたる事業量がとても多く感じております。

今の実情を踏まえて、今後、ケアシステムを構築していかないといけないということも含めて、地域包括支援センターの現状、町長はどのように認識されておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の安部議員のご質問ですが、町の現状の組織をどう考えているかということでございます。議員仰せのとおり多岐にわたる分野を包括するという、介護だけということではなく医療でもない。こういった中で、ご心配いただいているように6名体制で重要課題を、また多様化する課題に向けて、本当に対応できるのかというのが本意かと、聞かれているのかと理解しております。その中であって、その都度、都度、状況が変化してまいりますので、それに応じた対応をするとともに、もう少し詰めていく中では人員について改めて考えることも必要かとは思っておりますが、現状につきましては現6名体制で、現状を拾いながら、課

題を拾いながら取り組んでいきたいと思っています。

ご案内のとおり、わが町、「地域包括ケア推進協議会」を設置しておりますので、その中で大きな基でいうと7圏域に分けて、圏域ごとの連絡会の中で皆さんと協議しながら、うちの職員と向き合いながら、問題を詰めながら、議員のご指摘の部分については検討課題として持ちながら取り組んでいきたいという風に考えています。

○11番（ 安 部 大 助 ）

地域包括支援センターの現状は、町長の言われるとおりだと思っております。6名の中で一生懸命されておられるなど、また各連絡会の方にも出向きながら幅広く町内を回られているなど認識しています。

今後、システム構築も含めていくと少し無理があるのかなという現状があります。だからといって、そこに人員をどんどん配置しろというのは、この町全体の人員配置にも関わりますので難しいのかなと思っております。

その中で「地域包括ケアシステム」について、平成27年に一般質問をさせていただいております。その当初はシステム構築に向けてスタートの時点でしたので、どういった物ができるのか、どういった連携ができるのか手探りの状態だったと思います。その中で私の方から提案したのは、職員の数にも限りがあるということで、今、全国的に展開している社会福祉協議会に業務を少しずつ移行して、最終的には社会福祉協議会の方で委託をするなり、しっかりとこのシステム構築をしていただく。そして運営もやっていただくという提案をさせていただきました。その時の前町長の答弁として、「社会福祉士、保健師、主任ケアマネといった専門性が高く、即、業務移行は難しい。社会福祉協議会と連携しながら、移行というのも将来的には考えていくべきと思う。そういった役をするのが社会福祉協議会であり、受入れができるように役場と一緒に創り上げていかななくてはいけない」という答弁をいただいております。

今、国の方では2022年を目途にと。これがシステムですので、KPIのような目標数値とかは無いのですが、そういったことを踏まえると今のうちから、私は少しずつ社会福祉協議会の方に移行していくべきかと。それが行政に対するスリム化、また「総合振興計画」にもありますように、民間企業の活力導入が目的として達成されるのではと思っています。

今の前町長の答弁に対しまして、町長はどのような認識を抱いておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ご質問ですが、2025年に向けて平成27年の段階で社会福祉協議会の移行についてご提案をいただき、その答弁が社会福祉協議会と協議しながら進めていく、移行に向かって行くという答弁だったということでございます。その当時という言い方は、町としてはいけないと思いますが、理想形として社会福祉協議会に包括ケアを全て持っていただくのは理想として、私も良いなとは思いますが、現実として2025年に向けてそれは困難だと、私は判断しております。

その中では、先ほど申し上げましたように、部会の中に社会福祉協議会も入っておりますし、当面はわが町の包括ケアを中心に徐々にですが、場合によっても人員のことも含めた組織の充実を図りながら、来たる2025年に向けて取り組んでいきたい。理想形よりも今の現実のことをきちんとやっていきたいと思っております。

○11番（ 安 部 大 助 ）

今の町長の答弁分かりました。2025年に向けて社会福祉協議会に移行するというのは現段階では難しいという判断だと認識しました。

町として理想、方針としては2025年に関わらず。このケアシステム、2025年で終わりではなく、どんどん先が続く、それを実行していくと思います。町としての方針として、最終的に社会福祉協議会に対してこういった業務を委託する、移行する考えをお持ちなのかどうか。例えば、松江市、出雲市、浜田市の方に関しましては、同じような形態。最初は資格者の不足によって派遣という形でやられてきていました。今になって、本格的に社会福祉協議会に全て委託したという形をとっています。

町としての将来的な方針を是非、聞かせていただきたいなと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

将来の町の方針として、社会福祉協議会に移行する考えはあるのかという点ですが、先ほども申し上げましたが、他市町村の事例を見て向かっている方向は分かるのですが、わが町として社会福祉協議会の役割ということも十分理解はしておりますが、将来にわたって今、社会福祉協議会に資格取得者の派遣とか含めて、最終的に移行していくのかという点について、正直に言いますと、現段階では思っておりません。今の事をきちんとやっていくという風に考えています。

○11番（ 安 部 大 助 ）

答弁いただきました。

少し心配なところは、確かに今の状態をしっかりとやっていく、充実していくということ

ですが、職員の皆さんの負担が包括ケアシステムとして、社会福祉協議会の役割として総合的に考えた時に、今の4名、6名を充実させていくというのは現実的にどこまで充実させていくのか、今の状態、状況ではなかなか難しいのではと正直思っております。職員の皆さんが一生懸命やられているのは分かるのですが、それよりも負担が大きいのであれば、民間に移行していくという考え方も必要ではないかと思っておりますが、町長の答弁では現段階では考えていない。役場の中でしっかりとやっていくということだと思います。これ以上やりますと、見解も違いますので理解いたしましたので、今後、注視していきたいと思います。また、その都度、地域包括支援センターを見ながら負担増にならないように、いろんな視点で進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

ケアラー、ヤングケアラーの実態と支援について、質問いたします。

ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。

また、ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子どものことを言います。

ケアが必要な人とは、主に障がいや病気のある親や高齢の祖父母を指しますが、兄弟や他の親族の場合もあります。一般的に未成年の子どもは、家族の中で親や保護者に守られ世話をしてもらう存在であることがイメージされますが、家族にケアを要する人がいる場合や家族がダブルケアの状態にある場合には、子どもが大人のようにケア責任を引き受け、家事や弟・妹の世話、祖父母の介護等をせざるを得ない状況に置かれてしまうということです。

家族の手伝い、手助けをするのは、普通のことと思う人もいるかもしれませんが、自分の時間がとれない、勉強をする時間が充実ではない、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が十分にとれない等、知らない内に学業や友人関係、そして自分の心や身体にも影響を及ぼすことも心配されています。

そのため、国は令和3年6月にケアラー、ヤングケアラー支援が「骨太方針」に明記され、ヤングケアラー等がいる家庭への家事、育児支援を行う事業について予算措置がなされました。

今年度においては、ヤングケアラー実態調査や関係機関職員研修、さらにコーディネーターの配置やオンラインサロンなどサポートを行う団体への経費を予算措置されています。

また、国会において来年4月発足される「こども家庭庁」を司令塔にヤングケアラー支援

の強化をしていくと示されています。

現在、他の自治体では国の補助等を活用しながら、調査、発見、把握、支援と支援事業を進めとともに、まち全体でケアラーを支えようと認知度の向上にも努められています。

このような中で本町においては、昨年度と今年度の当初予算ではケアラー支援に関する予算が計上されておらず、認知度はまだ低いように感じています。

そこで、ケアラー、ヤングケアラーについての町長の見解と、支援に向け来年度の当初予算編成も含め、どのように取り組んでいくお考えかお聞かせ下さい。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、安部議員の分割質問二点目、「介護者（ケアラー、ヤングケアラー）の実態と支援」についてのご質問にお答えいたします。

介護を必要とする方を、日々の暮らしの中で支える介護者につきましては、個々の状況からさまざまな負担があるものと認識しております。

介護者が問題を一人で抱え込むことがないよう、支援を行うことが重要であります。このため、高齢者に対しては地域包括支援センターで、障がい者に対しては相談支援事業所で、それぞれ対応を行っているところでございます。

また、支援が必要な方が適切な公的サービスなどを受けられるよう、行政・事業所・民生委員などの関係者間の情報共有を定期的に行うとともに、周知を図っております。

ヤングケアラーにつきましては、教育、医療、介護、福祉など広く連携が必要な問題であります。まずは支援を必要とする子どもが気軽に相談できる、身近な大人が気づいてあげるということが必要であると考えています。

子どもと日々接する、一番近い存在である学校では、ヤングケアラーに限らず子どもが相談しやすい環境づくりを行い、気になる子どもがいる場合には、教員やスクールカウンセラーが関わり、教育事務所、教育委員会とも連携して支援につなげております。

国の調査では、中高生の約8割がヤングケアラーという言葉に「聞いたことがない」と回答していることから、国でも社会的認知度の向上を目指し、テレビコマーシャルなどで広報を行っております。

本町におきましても、まずは当事者となる中高生への周知に取り組むとともに、今後も、引き続き関係機関と連携し、ヤングケアラーに限らず子どもや家庭の状況に配慮しながら適切な支援を行ってまいります。

来年度の当初予算編成につきましては、これまで通り、現状の予算、体制の中で対応して

まいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（ 安 部 大 助 ）

答弁いただきました。その中で気楽に子どもたちが相談できる場所、また身近な大人が気づいてあげること、そして子どもたちに存在の大きい学校、こういう場でいろんな相談を受ける必要があるという答弁だったと思います。

果たしてこの町内の中の我々大人が、ヤングケアラーという言葉、どこまで認知されているのか。学校内でヤングケアラーという言葉がどこまで認知されているのか、その辺の認識を聞かせていただきたいと思います。

今回、ヤングケアラーについて質問いたしておりますが、正直、私の中でも全て、全て理解している部分、してない部分もあります。そのぐらい、このヤングケアラーというのは認知度が低いかなと思っておりますが、我々大人、そして教育の現場、このヤングケアラー支援、認知度が高いのか低いのか、その認識を町長にお答えを願いたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ご質問のヤングケアラーについて、どの程度認識を持っているかということでございますが、答弁でもお答えをいたしましたように、自分自身もですがヤングケアラーという言葉、聞いたことが無いではなくて頻繁にそういった使ったことが無い、またそういったことで問題を捉えて協議をしたことが無いというのが、自分の現状でもあり反省でもあります。

答弁でお答えをいたしましたようにと言うのは、ヤングケアラーという部分でない、学校においてはちょっと気になった生徒に対してカウンセリングをするということですから、現実はその中に、今おっしゃられた介護にまわっている子どもが悩んでいる部分もあったのかも知れませんが、それも把握していないということでございまして、一番身近である大人、教員の皆さんがヤングケアラーということをどの程度知っておられるかという部分も、現状把握もしておりません。トータル的に言いますと、ヤングケアラーという言葉聞いたことがないじゃなくて、日常的の中で意識して使ったことが無いというのが現状です。

まずは、当事者となる中高生、また自分たち、後ろにいる執行部も含めて周知と認識をするということから始めていきたいと思っております。

○11番（ 安 部 大 助 ）

今、町長から言われたとおりだと私も思っております。

それを意識しながら、今までしてこなかったというのは正直、我々大人の責任かなと思っておりますし、国の方から「ケアラー」という言葉を作ったというのも、今までそれとは別

に子どもたちの相談、いろんな困ったこととかを現場で聞いてきたのは確かにあると思いますが、このケアラーという視点でどうなのかとなると、それが全て周知されてきたのかというと、また違うのかなと思っております。今後そういった周知をまずはしていく。そして学校含めて、子どもたちの身近にある大人たちも周知をさせていくという答弁をいただきました。

その中で大切なのは、現状はどうか、本当に孤独で困っている子どもがおられるのかどうか、そういった調査。あるいは、我々大人がケアラーに対して、しっかりと意識を持っていくという意味でも、今、国が定めている「補助支援」があります。先ほど質問でも言いましたが、関係機関、職員の研修に関しても経費の2分の1を国が予算措置をする、あるいは実態調査をした場合でも国が2分の1というように予算措置されています。

まずは、我々大人がそういった意識を持っていくことが必要であるかと思っております。再度、こういった補助支援、補助事業を活用していくべきと私は考えます。それを来年度に、予算に向けて反映させていくべきかと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

○番外（町長 池田 高世偉）

ヤングケアラーの支援について、事業として当初予算に計上すべき事業ではないかというご質問ではないかと思います。

おっしゃられるとおり、先ほどもお断りをしましたが、そういった把握が出来ていないということは認識していますので、周知と共に、子どもたちのそういった悩みの中で「介護」という部分の調査についてはやっていきたいと思っております。

ご心配いただいております、国の支援がある事業という面では、当面事業として組むという部分でなく、既定予算の中でまずはやっていきたい。事業に至るまでの、議員おっしゃっている重み、重要な部分ということは認識しております。この点をご理解いただきたいと思います。

○11番（安部 大助）

答弁いただきました、その中で再度確認だけさせていただければと思います。

今後、町としてヤングケアラー、ケアラーも含めて、ヤングケアラーに関してまずは実態調査を進めていく、あるいは我々大人が認識をしていく、周知をさせていくと答弁がありました。町としてしっかりとやっていくお考え、この二点、周知と調査を今後やっていくということで理解してよろしいのでしょうか。認識をお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

周知と調査を今後、町としてやっていくのかという点ですが、それは最初の答弁でお答えいたしましたように、当事者である中高生を主として周知してまいりますとお答えをしましたように、きちんと周知してまいりたいと思ってますし、再質問の中で私自身が現状を把握していないということも反省を申し上げましたので、その方向で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○11番（ 安 部 大 助 ）

終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

次に、3 番：藤野 定幸 議員

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

通告にしたがいまして、「財政」について質問させていただきます。

平成 29 年度から令和 3 年度までの財政運営についてお尋ねします。

ペレット事業、新庁舎、それにジオゲートウェイと大規模事業や今後の町政の基本となる重要事業や、インフラ整備また 2 年続いた豪雨災害、天災のようなコロナと大変な中での財政運営を行ってきました。積極的な財政運営に取り組んできた結果、普通会計で約 60 億円、地方債の残高が 5 年間で 283 億円に増えていますが、町長はこの 5 年間の財政運営についてどのように評価されているのかお伺いします。

また、自主財源比率が令和 3 年度は 15.6%です。既存事業の見直し等を行って自主財源の確保に努めるとありますが、この 5 年間でどのような取り組みを行って自主財源を増やし確保されてきましたか、お伺いします。

また、普通会計で町民一人当たりの町債残高は 5 年間で 53 万円増えて 209 万円になっています。それに標準財政規模 85 億円ぐらいの中で、160 億円以上の財政運営を 5 年間行ってきました。財政力指数は 0.197 で全国の自治体の中でも下の方です。この 5 年間で良くなったこと、またうまくいかなかった事をお伺いいたします。

令和 3 年の「中期財政計画」の数字を見ると、議員必携には 75%以下が望ましとされている経常収支比率は 91.3%、実質公債比率 13.2%、将来負担比率 154.6%と全体に数字が増えていますが、少しでも減らす取り組みをされるべきだと思います。個人的な意見ですが、まず執行部は今年度の予算の大枠を決める、そして各課からの予算案を出させる、この予算案は町長が指示しているように前年度の 5%から 10%の減額にする。それでも大事な事業や新

たな事業などが出てくると思います。そうすると何故か予算が増えます。その時は、各課の中で優先順位をつけて予算の中でしかやらないようにすべきだと思います。それと事業の中身について最初からもっと精査するべきです、また安易な追加の事業はやらない。事業費は公金であるという意識を徹底し、少しでも予算削減できるように取り組むべきだと思いますが町長の見解を伺います。

それと外部委託する事業が余りにも多すぎると思います。もっと職員がやれる事があるように思います。職員の数自体は自治体規模から見れば多いと思います、もっと企画立案できる職員や専門的な事ができる職員を早急に増やし、外部に委託する事業を減らすべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、藤野議員の分割質問一点目、「財政」についてのご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「平成29年度から令和3年度までの財政運営」についてであります。議員仰せのとおり、平成29年度以降、庁舎整備、ジオパーク拠点施設整備などの大規模事業のほか、ごみ処理施設をはじめとする離島ならではのインフラ整備、及び豪雨災害の早期復旧や新型コロナウイルス感染症に係る予防・経済対策に取り組んできたところであり、結果として地方債残高は増加しております。

5年間の財政運営についての評価であります。限られた財源の重点配分を行い、持続可能な財政運営の確立を目指し、町の景気対策、活性化を視野に入れた施策に取り組んだと認識しております。

税収等の自主財源の確保につきましては、税負担の公平性を確保するために、関係法令及び条例等に基づき適正な管理を行い、一定の税収入を確保してまいりました。地方交付税をはじめとする依存財源に頼る本町にとりましては、重要な課題であると認識しておりますので、引き続き努力してまいります。

また、令和3年度の決算では、財源不足を補う基金の取り崩しもなく、指標によっては改善しているものもありますが、緊張感を持って財政運営の舵取りを行っていかねばならないと考えております。

次に二点目の、「今後の財政運営と中期財政計画」についてであります。将来負担などを注視しながら、国の補助制度等の積極的な活用による新たな財源確保をはじめ、基金の活用など、健全な財政運営に引き続き努めてまいります。

予算編成を含む歳出削減につきましては、毎年予算編成時に各課におきまして休止・廃止

を含めた事務事業の見直しや、事業間の優先順位の選択を行い、特に重要と考えられる事業は必要な財源確保をする一方、その他の事業につきましても、これまでも増して徹底したコスト意識とメリハリのある予算編成を行っております。

今年度につきましても、予算計上に際し、一般財源の「要求枠を設定」しているところでございます。あわせて、予算の執行に際しましても、事業の弾力的かつ機動的な執行により、事業効果が十分に現れるよう指示しているところであります。

最後に、外部委託についてであります。第2次総合振興計画の「財政の健全化に向けた取り組み」の中で、「業務委託など民間活力の導入促進」を取り組みの一つとして掲げているところであり、民間に委託した方が業務の効率化が図れるものにつきましては、今後も外部委託してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇3番（ 藤 野 定 幸 ）

再質問をさせていただきます。

外部委託のことに关してですが、町長言われるように「民間の活力」、これはいいことだと思います。これは今後とも注視していきたいと思っております。安易な業務委託がなされないように、よろしくお願いいたします。

再質問ですが、今後予定している事業は愛の橋、島後清掃センター、中出張所、まだ事業計画が作成していない西郷港周辺整備事業、ペレット発電事業等、大きな計画や予定が次々とあります。今までの事業をみると、ジオを絡めた観光業を中心に事業を行ってきたように思いますが、コロナの影響でなかなか難しかったように思います。

今まで、いろんな事業に取り組んでこられましたが、第1次産業に対する取り組みを、私は増やすべきではないかと考えます。特に水産業に関しては、もう少し増やしていったらと個人的に思います。第1次産業を活性化して、次の隠岐の島町の基幹産業としての方向性を示していくべきだと思います。

また、6次産業化を重点的に進めていく施策をやるべきだと思います。提案なのですが、隠岐水産高校が缶詰を作っております。私も他の事業者の方にも言っておりますが、この缶詰を大々的に隠岐の島町として産官学で取り組んでいったらどうでしょうかと、私は思いますが、町長の見解をお伺いします。

次に、早急に取り組んでいくべきことは「ふるさと納税」を増やすことです。外部に委託するだけでなく、隠岐の島町が先頭に立ってなぜやらないのか分かりません。すぐ近くに参考になる海士町があるのに、なぜ増えないのか。取り組み方が悪いのか、比較検討されて、

隠岐の島町のやり方を決めて、町長が先頭に立って「ふるさと納税3億円」を目指して、目標に頑張るべきだと思います。新たな特産品、隠岐の缶詰等を開発して、全員が営業マンとしてアピールしながら少しでも増やす取り組みをするべきだと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

藤野議員の再質問でございます。財政の中で今後の事業の取り組みという点でございますが、まず、第1次産業について町として取り組みが遅いというか、重要視されていないというような発言でございますが、私は町長就任以来、「第1次産業の再生」という言葉を使って取り組んでまいっているつもりです。また、そういう風に町民の皆様にお答えをしてきました。前町長の時代から第1次産業の取り組みの中で、以前にもお話ししましたように、畜産業300頭余りから企業の努力もありますが500頭を超える部分、また林業につきましても、国の制度を活用しながら輸送料の補助をしたところもあり、また外材との比較との中で、国産材がという部分で林業もある程度の振興を図ってきたところでございます。

議員ご指摘の水産業につきましても、わが町の基幹産業でございますので積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますし、取り組んでいる所存です。「漁業再生交付金」もございますし、いろんな面で、今回のコロナ対策にしましても、水産業をきちんと継続していただきたいという思いの中でやらせていると思っております。

ここでお答えをして良いのかどうか分かりませんが、第6次産業につきましても離島というハンディの中で、本当に産業一体となつてできる物はやっていかなくてはいけないという認識は持っておりますが、なかなか現実には第6次産業で成功した物が、わが町にたくさんあるかという、そうでもないと思っております。ただ、今後もそうした取り組みはしていかなければならないと思います。先ほど答えるべきかと言ったのは、隠岐水産高校との、缶詰につきましても、これは長い間そういう議論がされてきておりまして大変な資源だと思っておりますが、水産高校で研修授業でやれる缶詰のコスト、実際に経済としてやれるコストと、いろんな面で考えていかなくてはならないのではと思っております。

また、水産高校以外での缶詰加工では、今、事業者と町で話し合いをしながら少しずつ現実的に進めておりますので、この点もご理解をいただきたいと思います。

ふるさと納税につきましても、以前から議会の中で「一般質問」等、いろんな面でお答えをしておりますが、ふるさと納税を増やすことは、わが町の振興、活性化に必要であるということは何回もお答えをしておりますし、隣の海士町とも比較をされますが、今回、海士町

との連携を図ってお互いに良い物を提供し合って、お互いのふるさと納税を伸ばしていこうという取り組みを行っていますので、今後もふるさと納税については、別に外部委託した企業だけに頼ってはおりませんので、頑張っていきたいと思います。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

町長の答弁、第1次産業に対してもちやんとやっているという話を聞きましたので、より一層、そこら辺の意識を持ってやっていただきたいのと。ふるさと納税に関してですが、なぜこういうことを言うかということ、以前にふるさと納税の「用紙」を言わないと送ってこないという話しを、去年も窓口に行って後も頼みますと言っていたら、先日の産業建設常任委員会の中で他の議員も、同じようなことをおっしゃっておいりましたので、取り組み方が去年と変わらないなと思ったので、そういう意識があったので、ふるさと納税に関してはあーゆーようなことを言いました。そこら辺、引き締めた中でやっていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

「透析患者について」伺います。

透析患者の現状と課題、また行政としての取り組みについてお伺いいたします。

令和3年には45名の透析患者が、近年増加傾向で現在50名おられるように聞いていますが、特に送迎に関して苦慮されているように聞いていますが、行政はそのような問題点を把握されておられるのか、検討されておられるのか、お伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、藤野議員の分割質問二点目、「透析患者」についてのご質問にお答えします。

人工透析患者の通院につきましては、患者の高齢化に伴い、交通手段の問題を抱える方が増えていることは、保健福祉課及び隠岐病院でも把握しております。

バスやタクシーの公共交通を利用する通院のほかには、ヘルパーによる通院介助、福祉タクシー、入所施設の送迎などがあります。しかしながら、サービスを実施している福祉施設の人員不足等から、利用時間の制約や利用者の増加に対応できないなどの問題があり、隠岐病院では透析時間やベッドの調整に苦慮している状況があると伺っております。まずは、現状につきまして隠岐病院と協議を行い、課題解決につなげてまいりたいと考えております。

また、現在、本町では「腎機能障がい通院費助成事業」として、人工透析を受けている方へ年間3万円の助成を行っておりますが、先ほどの協議と併せ、対象者の分析を行い、事業内容の検討・見直しも必要と考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

今、検討されておられるというお話を聞きまして安心しました。

透析患者の方は、現在3万円補助されているのも感謝されています。病気は自己責任という意識を持っておられるので、ギリギリまで頑張るところがありますので。

いろいろな問題点、隠岐病院の中で令和3年に話されたこと先ほど言われたので、役場の方にも挙がっていると思いますので、その時にできたら対策として、透析時間に合わせた送迎ができる体制ができたらよいなど。これは、行政か、民間か病院か、これはお金の問題がありますからとても難しいことではありますが、また、在宅で困難な事例の速やかな入所、施設に入所できるような。それと遅番もしくはロング日勤の検討ということで、これは増員が必要という現場の声、医療依存度の高い患者の受入れ先の調整等、この4つが喫緊にやっていたかないといけないなということで、多分、提案、提示されていると思いますので。

先ほど「財務」のことを言って、お金が掛かることも分かっていますので、是非、こちらの方にもお金を回して貰えるような施策ができたら助かると思います。これは町長がいつも言われる「住んでよかったまち」に繋がると思うので、是非、よろしく願いいたしたいと思います。これで、質問終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、藤野 定幸 議員の一般質問を終わります。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、私の方からは「高潮被害等に対する、今後の町の対応」について質問いたします。

台風11号が9月6日の朝から昼にかけ、隠岐諸島の北側を通過したため、西郷湾の沿岸地域は高潮による道路の冠水、住宅地等への浸水被害が発生いたしました。

今回のような西郷湾における異常な高潮の発生は、地球温暖化による海水面の上昇が根本的な原因と考えられますが、9月の大潮時期に、台風通過による気圧の低下で海面が上昇したこと、さらに、南寄りの強風が表面海水を湾内に運び込み、その結果湾内の海面水位が大きく上昇する現象が発生したためと考えられます。

特に港町の八尾川沿いの地区では、広範囲にわたり河川水が護岸を越え、道路や家屋に流入し、住民は浸水防止の作業に追われる状況が発生いたしました。

家屋への浸水を防ぐ対応可能な処置として、住民と消防団がブルーシートと土嚢等を用い

て防水処置作業を行いました。シートや土嚢の不足等により、結果的に防水作業がかなり遅れた状況が見られました。

今回のような台風通過時の異常な高潮の発生が予想される場合や、豪雨による八尾川の氾濫の恐れがある場合には、事前に余裕をもってブルーシートや土嚢等での防水処置を行うことが重要かと思われます。

今回の事例を教訓とし、浸水被害が起きる恐れのある地域住民の負担や不安感を軽減するために、町として早急に何らかの対策をとるべきと考えますが、特に、港町八尾川沿いの地区に対して、行政としてやるべき対策について町長の見解を伺います。

次に、今回の高潮発生により八尾川沿いの道路が冠水した場所は、港町の愛の橋周辺の区域であり、橋の架け替え工事に伴い道路等の整備が必要とされる区域でもあります。

今後もこの区域で起こりうる道路の冠水や、家屋への浸水に対し、具体的にどのように対処すべきかについて県との十分な協議を行いながら、家屋への浸水防止に有効な対策工事を、橋の架け替え工事と同時進行で行うべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の「高潮等による住宅等への浸水被害の防止対策」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「港町八尾川沿い住宅地の浸水被害に対する今後の対策」についてですが、高潮による港町周辺の冠水状況につきましては、私も現地に入り、その状況を確認したところでございます。構造物の設置や、河川の改修など根本的な解決策を講じることが一番ではありますが、完成までには時間や経費、またその工法など新たな課題を解決しなければなりません。議員仰せのとおり、土嚢とブルーシートによる防水処置は即効性がありますので、地区集会所敷地内などに土嚢を常備することができないか、港町に限らず、西町、西田地区など高潮被害の心配される地区と協議するよう指示したところでございます。

二点目の、「愛の橋架け替え工事と同時に、橋周辺区域の浸水防止対策工事をすべき」とのご質問についてですが、港町のみならず低地にお住まいの方々におかれましては、高潮時の冠水対策につきまして、大変ご苦労されていることは、私も承知しております。

改善策につきましては、既に河川管理者であります、島根県と協議を行っております。あわせまして、浸水防止に有効な対策を愛の橋架け替え工事と同時に行う件につきましても、河川及び漁港管理者であります島根県と協議を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村 上 謙 武）

何点か再質問をさせていただきたいと思います。

高潮被害に対する対応として、港町に限らず西町、西田地区との協議をするように、町長の方が指示をされたということで、今後協議が進められるという風に思っております。

集会所等に土嚢を備蓄するのは必要かと思しますので、早急にやっていただきたいと思います。ただ、港町に関しても浸水の恐れのある所が1か所ではなく、数か所ありますので、集会所1か所に土嚢を常備していても、なかなか大変な所が予想されます。

そこで、特に愛の橋周辺地区に関しては、家屋を撤去して空地になっている所も数か所みられますので、そういった所に土嚢やシートを備蓄できる簡易な倉庫等を設置して、対応するような方法も考えられますので、そういった時には行政が、そういった空地の利用に関しては前面に立って対応するべきかと思っております。何事も迅速な対応、判断、スピード感を持って事業を行うということが非常に肝要です。これに尽きると思しますので、町長が指示されたと答弁いただきましたので、これに関してはリーダーシップを持って迅速に、備蓄に関する事業が行われるように指示していただきたいと思いますので、その辺の見解をお願いします。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

港町の高潮冠水地域について早急に対応すべきだと、他地域についても指示をしたということだが、迅速に対応すべきだというご質問でございますが、大変申し訳なかったですが、指示した後でお話しをしていいのかと思つてとまったのですが、台風14号の時に協議をさせていただきまして、港町につきましては港町集会所、前回冠水いたしました3地区の護岸に事前に土嚢を置かしていただけてます。今後の課題としては、先ほど議員がおっしゃったように、その現地についての他の方法については、まだ多少問題はあると思いますが、この件につきましては前回の反省を踏まえまして早急に対応をさせていただいたところであります。

○7番（村 上 謙 武）

今回の台風14号に関しては、事前に土嚢を準備されたと、集会所等にも準備されたということで適切な対応をされたと評価しておりますが、野ざらしでそこに長期間常備しておりますと、太陽光による紫外線の劣化とか、雨水、風雨等による袋の劣化が進みますので、備蓄する時にはやはり簡易な倉庫というのを作って備蓄していただきたい。

この件については、これで終わりたいと思います。

二点目の、愛の橋の架け替えと同時に防水対策工事を進めるべきではないかという質問に

対して、町長は島根県と協議をしながら進めてまいりたいと考えております、というご答弁でしたが、現時点では検討するという風に、私は答弁を聞いて理解しましたが、地域の住民の方々は、島根県と早く協議をして防水工事を進めてまいりますという、一步踏み込んだ町長の答弁を期待しているのではないかと考えております。

いろいろ難しい課題、技術的な問題もあろうかと思いますが、町としても先ほど言いますように、迅速かつ適切な判断、スピード感を持って県と協議を進めていただきたい。考えるのではなく、進めてまいりますという答弁を、是非、期待したいのですが、その辺の見解についてお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

愛の橋架橋と並行して対応するという、検討じゃなくて町の強い、事業についてのどう考えるかという点についてのご質問だと思いますが、冠水の翌日に建設課長と県土整備局、早速現地に入り、愛の橋架橋も含めた協議を行っています。また、その日の午後、私自体も県土整備局長以下、現地を見られた職員と愛の橋架橋に伴う、全般的な河川の部分もありますが、今後の工事についての話し合いをしておりますので、「検討」という表現もするつもりはございませんで、もう既に、折角行う工事でありますので、後から後悔のないよう進めていくことをご理解いただきたいと思います。

○7番（村上 謙武）

前向きな答弁をいただきました。今後の町の迅速な取り組みを期待しております。

これで、質問を終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、村上 謙武 議員の一般質問を終わります。

ここで、11 時 05 分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 47 分 ）

○議長（池田 信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11 時 05 分 ）

引き続き、一般質問を続行します。

次に、2 番：牧野 牧子 議員

○2番（牧野 牧子）

「安全安心に暮らせる町づくり」について質問をする前に、一昨日の台風 14 号では、前回

9月6日の台風11号での浸水被害の例を踏まえ、土嚢の事前準備や、早朝から避難所開設をするなど役場職員の方々のご努力に感謝を表したいと思います。そのことを先にお伝えしたうえで、9月8日に提出いたしました事前通告に従って質問をしたいと思います。

私は前回6月の定例会の「一般質問」で自主防災について質問をしたということもあり、実際身近な町内で危険箇所について、どんな所に危険が潜んでいるのか町内の見回りをしておりました。

西郷中学校西側の通学路になっている下り坂の側溝や、港町公園近辺にある子どもが往来する道路の脇の深さ1mもある排水溝など蓋が無い危険箇所があることを知りました。どちらも溝は深く、台風到来時期や冬の積雪時など蓋の無いこの状態は危険だと、町内、ご近所の方からもお話を聞くことができましたが、溝掃除の時の手間や、どこに要望すればよいのか分からない。「排水溝が県の管轄では、町は取りあってくれない」等の意見も一部ありました。

そしてまた、今月9月6日の台風11号の事例ですが、早朝、台風情報から港周辺も見て回ってありましたところ、港町天神橋から愛の橋に向かう道路において西郷湾から台風による暴風が吹き込み、八尾川の水が路地方向に排水溝を逆流し、排水溝柵（集水柵）から溢れ出して、町内のお宅玄関先まで水に浸かりそうになっている現場に遭遇いたしました。満潮時間が近づくにつれ、川の水は路地奥のお宅まで広がっています。住民の方が水の満ち引きする様子を見て、これまで経験のない光景に途方に暮れておられました。ほどなく、地元消防団の方々が到着され土嚢で排水溝柵を塞ぐ作業を開始されていたので、手伝っていましたが、その先、愛の橋にかけての何軒かは土嚢袋が全く足りず土間などが浸かっていました。その後に届いた災害用のポリプロピレンの水で膨らむ土嚢は、使用方法を知った方は数人で、その膨らむはずの土嚢は最後までうまく膨らみませんでした。

この土嚢は、事前に真水につけ込んで膨らましてから使用するタイプであったことも後の調べで知りました。そのタイプと同様の土嚢が台風11号接近の数日前に、栄町の自動車運転免許練習所駐車場にも設置されておりましたが、今もなお、膨らんでいる様子はありません。

台風の翌日、消防団の方にお話をお聞きしましたが、「昨年8月9日の豪雨災害時の反省事項の報告をしていたにも拘らず、昨年同様、土嚢やブルーシート備蓄不足のままであり、未だに改善されていなかった」とおっしゃっておられました。

町の防災無線で、町民の方に向け、台風への対策、啓発をされておりましたが、町はこの台風11号接近に対しての備えは万全だったのでしょうか。

近年、「これまで経験したことがない災害」が続いています。この台風接近もおおよそ予想が出来たのではないのでしょうか。満潮の頃、町長も現場にも駆けつけて来られましたが、これまでの経験が活かされてない現状を見てどう思われましたか。

私が実際の現場で体験を通して思うのは、前回の定例会での質問で「自主防災組織」についてふれましたが、やはり、各地区で危険箇所を確認し合うことも大事であり、初動活動される地元消防団と住民の方々との連携は重要で、緊急時に誰もが分かる防災組織の「指揮」が見える防災活動であるべきと思いました。

ここで、町長にお尋ねします。「生まれてよかった」「住んでよかった」誰しものが、安全安心に暮らせる町づくりのために、ひとつは通学路や公園近辺の側溝などの危険箇所改善のための蓋の設置の必要性など身近なところに潜んでいる危険箇所の対処、もうひとつは、今後起こり得る自然災害による水害防止対策について、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「安全安心に暮らせる町づくり」についてのご質問にお答えします。

一点目の、「身近なところに潜んでいる危険箇所の対処」と二点目の、「自然災害による浸水被害防止」につきましては、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

自然災害による水害は、その性質上、どこで発生するか分かりませんが、高潮被害は、海岸沿い、河川の河口付近、低地と、あらかじめ発生場所が予測できる災害です。過去の経験からも地域内のどの場所で浸水するのか特定できる災害でもあります。

議員仰せのとおり、事前の準備は重要であり、村上議員のご質問に対する答弁の中でも申し上げましたとおり、土嚢の常備など地区と協議を行うよう指示したところでございます。

その際、地区での避難訓練や防災学習会、自主防災組織の設立など、行政として支援できることも含め働きかけてまいります。

自助、共助のできる地区を増やしていくことが、身近な危険箇所を減らしていくことへの近道であり、ひいては、安心安全なまちづくりにつながっていくと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（牧野 牧子）

再質問をいたします。

自然災害の対策について、今回台風14号では台風11号での被災箇所に事前に土嚢を積み、避難所の早目の開設など、危機管理としての素早い行動に感銘いたしました。

災害は誰しものが経験や体験をして、初めて困難や不具合に気づくものだと思います。

自宅周りのことは各自で、高齢者のお宅や独り暮らしのお宅においては、ご近所同士で助け合うなど自助・共助が重要ですが、地区や自治会の町内会でも地元消防団と防災訓練を開催するなど自主防災への道づくりの提案を町が図っていくといった、前向きな答弁であったと理解しました。

その仕組みづくりの一例として、先ほど先輩議員のお話しにもありましたが、今回の浸水被害をもとに、地区によっては土砂災害などの対策として、各集会所にある程度の土嚢用の砂場置きを設置し、町内で土嚢作りを推奨するなどの政策があってもよいのではないのでしょうか。

しかし、住民の日常の生活の中でのそういった問題は「自然災害」での問題とは少し違うのではないのでしょうか。中学通学路は学校教育、港町公園近くの側溝は県の管轄、横断歩道が消えていて運転者が歩行者妨害をするのは公安、他にも例えば、隠岐共生学園第一保育所から西町側に下る階段下の入り組んだ側溝は深さ 40 cm もあり、危険であるとの住民からの要望も未だに予算が付くまで待つてほしいとの説明で、何年もそのままなのは予算の壁。

そういった方々のお話しに「役場に行っても解決できないと思っている」と、おっしゃる方もおられました、私はそうじゃないと思います。

身近な所に潜んでいる小さく思えるような危険箇所を一つずつ解決することが、防災にも事故防止にもなり、住民の方々のそういった危機意識を尊重して解決していくことで、町に対しての信頼が深まるのではないのでしょうか。

前回、町長の答弁で、自主防災組織率を高めるのは難しい面があるとおっしゃいましたがそういった住民の方々のお話しを聞き、住民の方々に寄り添って考えていただく、現場に担当者が足を運ぶことが、住民の方々の自主防災参加への第一歩になるのではないのでしょうか。

町長の見解をお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

議員のご質問でございますが、最終的には危険箇所の整備をすることに至ると思うのですが、それまでに至る職員の現場での対応、地域での対応についてどう考えるかということだと思うのですが、議員のご指摘、実際には地区内の危険箇所を町に要望しているのに、町に予算が壁ということで対応していないということがあると。これにつきましては、少し私の把握していない至らない点もありますので、もう少し、本来の危険箇所についてはきちんと予算云々でなく対応すべきだと思っておりますので、いったん確認させていただきたいと思っています。

それとは別に、今の危険箇所を発見といいますか、そういった場所を確認すること、あるいは地域での活動をどうしていくのかという点については、何回もお話しをしておりますが「自助・共助」。うちの部署としましては、「自主防災訓練やりましょう」「防災組織をつくりましょう」と声掛けをさせていただいているのですが、地区の方々がなかなか対応していただいていないというのが現状です。さらに積極的にやりなさいということは、十分理解してはいますが、まず、我々もそういったことに働きかけはしていくのですが、地区内での話し合いを小さな集会所単位でいいとは思いますが、そこでやっていただいて、そこに一緒になって消防団、うちの部署が一緒になって話し合いをする。それは一つの自主防災もですが、そういった地区内で世話をやく人が、これは産業の後継者も一緒ですが、難しいですが、世話をやく人が頑張っていることに支援していきたいですし、そういった世話をやいている人がおれば、地区内での危険箇所の把握もっと出来るでしょうし、地区内の危険箇所全て私に把握できるのは難しいですので、地区からそういった声を上げていただかないと、なかなか難しいとは思っております。

そういった意味で長くなりましたが、私たちも担当部署として積極的に地区に出掛けるようにしていかなければならないと思いますが、まずもって、小さな集会所単位でも「自助」、そういった地区の話し合いを積極的に町民の皆様方にもやっていただければと思います。その点は、ご理解いただきたいと思います。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

町として、地区単位の活動にも応援していただけるような認識で理解いたしました。

やはり、緊急時のために普段から備えること、そこが防災に強い町づくり、町になっていくのではないかと思いますので、町も住民の方々たちも一丸となって、離島の防災組織というか防災活動もしっかり、本当に島中の皆さんで考えていけるような形になっていけばいいと思います。終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

次に、4 番：齋藤 則子 議員

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

通告に則って、質問させていただきます。

「今ある地域資源をいかに経済的に活用していくのか」について、質問をいたします。

ある町民の方から、地域資源をもっと経済活動と結びつけていくべきだ、そのためには役

場職員や働く人たちの意識を高めることが必須とのご意見をいただきました。

地域資源と経済活動が調和した一つの良い例として、今年の夏7月、8月の2か月間、布施の浄土ヶ浦の休憩所が食堂になり、隠岐の食材を使った素晴らしい定食ランチが提供されていました。企画は地域おこし協力隊の隊員で、料理したのは地域の女性たちで日ごろの腕を振るった、味も見た目も洗練された素晴らしい料理でした。日本国内に目を移せば、例えば山梨県小菅村は人口740人の村ですが、村まるごとホテルのように古民家を有効活用し「分散型ホテル」という新しい宿泊業で活性化を図っているところもあります。

本町には地域資源が多くありますが、それらを経済活動とうまく結びつけられればもっと活性化に寄与できるはずです。これまで個人で維持し、町民や観光客を楽しませてくれたいくつもの地域の財産になっている島後の宝が、高齢化により後継者不足で次第に荒れてきている現実があります。これらの地域遺産を持続可能にしていくためには何が必要か、この状況をどう打開していくのが現在問われている隠岐の島町全体の、また町民全員の課題だと認識しています。

島後の活性化は待ったなしの状況です。限界集落の様相を呈しています。先ほど言及した町民の方は、ご自分でも遊休施設を利用して経済活動が続けている方ですが、その方が言われるように、まず役場職員たちが活性化を自分の事と認識し、各人が集落支援員としての役割もあると意識するのはどうでしょうか。各支所の職員は勿論、全員が集落支援員としての役割を認識し、常に集落に出掛けて行き、例えば、草刈や野菜づくりをしている住民と話しをしていく中で、この地域には何が必要か、何か新しい事が出来ないか等考え、気づくことに繋がると思います。この事は、ひいては住民たちも役場が本気になっていると思うことに繋がりと、相互交流を生み出し、活性化の相乗効果をもたらすことは想像に難くありません。

この夏に“五箇こぞって会”主催で池田町長も参加された「出前町長室」のパネルディスカッションがありました。そこで池田町長が、「自分は職員時代よく地域に出掛けていたし、課長会でも事あるごとに職員が地域に出向くように話している」との事でした。しかしそれはまだ、掛け声だけにとどまっているように思います。是非、実践していただきたい取り組みだと考えます。

そこで二点質問いたします。職員がもっと積極的に地域に出掛けて行くような取り組み、組織づくりを本気で考えてみては如何でしょうか。

また、町の「第2次総合振興計画」に定めた「地域活性化計画」は縦割りになっており、旧町村地域の各地域がどうあるべきか、また各町村地域がどのように有機的に結びついて調

和のとれた隠岐の島町として経済的に機能するのか、なかなか見えにくいのですが、旧町村地域の特色ある「振興計画」はこれまでのところ、具体的にどんな実績を上げているか、以上、二点お聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、齋藤議員の「今ある地域資源をいかに経済活動に活用していくのか」についてのご質問にお答えします。

まず、一点目の「職員が積極的に地域に出掛けて行くような取り組みに対する考え」についてであります。私も議員と同様に、地域活性化のために役場職員が積極的に地域に出掛けていくことは、大変重要なことと認識しているところでございます。

役場職員として業務を遂行するにあたっては、理屈よりも実践、現場感覚を養う必要があり、そのためには、各地域が持つ特性や資源をよく理解し、大勢の地域住民の方々と触れ合っていく中で、そこで得たものを施策に活かしていくものと考えております。

本町では、地域の声を行政に反映していくことを目的として、平成27年に「地域担当職員制度」を創設しております。町内の全地区に地域担当職員として役場職員を配置し、各地域の役員会や総会等に出席いたしまして、役場からの情報提供、あるいは各地区からいただいたさまざまな問題・要望等に対し、適切な対応を行うよう心掛けているところであります。

今後も引き続き、本制度を積極的にご活用いただくために、地域の皆様方に働きかけてまいりますとともに、それぞれの職員が、自身の担当する業務を遂行するうえにおきましても、今以上に地域に出掛け、関係者の方々とともに課題解決に向けて取り組んでいけるよう、「行動できる職員」の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に二点目の、「旧町村地域の特色ある振興策の実績」についてであります。最近の活動といたしましては、都万地区で行われております「農泊推進協議会」の取り組みや、議員仰せの「布施浄土ヶ浦での昼食の提供」など、行政も関わりながら実施しているところでございます。そのほかには、西郷地区での「釜佐々木家住宅での昼食の提供」、「牛突きや民謡などの伝統文化の観光商品化」、そして五箇地区での「ローソク島遊覧船」などが特色ある振興策の実績としてあげられます。

いずれにも共通して言えることは「ビジネスにつながったこと」、そして、役場職員のみならず、関わる全ての方々が「自分の事として真剣に向き合ったこと」ではなかったかと考えております。行政が出すぎれば、行政に依存しすぎてしまい、また地域にその気がなければ継続もいたしません。民間にインセンティブが働く仕掛けを基本とし、そのための立ち上が

り時の寄り添い支援など、行政と民間との役割を明確にし、お互いに協力しながら、地域資源を活用した新たな商品の開発に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

ご答弁いただきました。行動できる職員の育成に努めていただけるという風なご答弁をいただきまして、評価できる点だなと思っております。

ただ、平成27年に「地域担当職員制度」を創設してというご答弁ですが、これはあまり上手に運営されていないように見受けられます。別の方法を模索すべきではないかと思います。例えば、直接的には参考にならないかも知れませんが、私が見ました8月4日付けの「毎日新聞デジタル版」の記事ですが、長野県の取り組みが紹介されておりました。タイトルが「職員の副業に農業 自治体相次ぎ解禁 担い手不足解消の一助に」というもので、勤務外の時間を使って農業に従事することで、職員に地域社会へ貢献してもらおうというものです。

地方公務員はご存じのように、営利目的の副業が禁じられており、副業に就くためには首長の許可が必要なわけです。長野県は今年4月、リンゴやブドウ、高原野菜の生産など農業に副業として従事することを県職員に認めたわけなんです。これは、都道府県の取り組みでは初めてというものです。このまま真似をする事は出来ないわけですが、本町もこれらの取り組みとして参考に出来るのではないかと思います。町長、如何でしょうか。

まず、この質問のお答えをお願いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ご質問の職員の育成の件でございます。

ご指摘の、私が平成27年から制度として「地域担当職員」を各地区に配置しているという点について、議員仰せのとおり、平成27年33件の案件から令和3年には2件に減るというくらい機能しておりません。ただ、この地域担当職員制度が不必要かと言ったら「そうでもない」とは思っております。現在、そのことについて協議しております。

まず一つは、会議に出掛けることは良いのですが、単なる職員が御用聞きに終わっている。「話し合いに参加しました」「こういうお話でした」「地区の要望はここの側溝を直してくださいでした」という、役場職員担当制度としてじゃなくてもいいのではという現況がございます。この点は十分反省はしておりますので、この制度をもう一回、有効活用、職員が企画も含めてできる担当職員となれる制度を、今、協議、検討中です。

また、そもそも論で言うと、地域担当職員と地区と結ぶことが町として十分でもなかった

ということも反省しております。

我々は、「地域担当職員制度」を職員の名前もつけてお知らせしておりますが、実際は多くの地区で顔合わせもしてなかった。ただ役場が名簿を作っているだけじゃないかというような辛辣なご意見もいただいておりますとおり、制度として「ある」というだけに終わっている部分がございますので、職員が地区と一緒に考えてられるようにできる制度に、もう一回持っていきたいと反省していることをひとつ、ご答弁させていただきます。

もう一つは、地域振興に関わる職員がもう少し積極的に参加すべくするために、副業制度という他の事例もあるという点でございます。有難いご提言でございますが、副業は町長判断でいろんな面で今も許可はしておりますが、おっしゃってるように産業面とか、地域により深く関わる産業とか、そういう面で副業を認めるべきだというご提言に対してお答えをいたしますと、現段階では副業をそういった形で職員に認めるという考えは持っておりません。何でも自分の経験が良いとは思ってはおりませんが、我々は地域担当職員制度が無い中で、業務の中ではありますが、地域に入っていく中で、出掛ける中で地域の方々と話っていく、そこでいろんなことを伺うことで、自分なりに理解して、帰ってから他部署に提案したりしたということもございますので、まずは、ずっと皆さんにお叱りも受けながら考え方を変えていきたいと思っております。優秀な職員たくさんおります、その職員がもう少し地域に対して、企画立案ができる耳を持って、地域に入れるようにするためには、どうしていこうかなと思っております。

今は「やってください」「やってください」としか言っていないように聞こえているかも知れませんが職員は、一緒になって地域に出掛けて、企画ができるようになればという風にやっています。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

前向きなご答弁をいただきました。

私が提案した農業の担い手としての職員の副業に関してなのですが、今はまだ聞いて初めての事であり、「考えています」とお答えをできないのは重々承知しておりますけれども、これについては、今後も頭の隅に置いていただいて、検討していただければなということでございます。

また二点目にまいります。旧町村地域の特色ある振興策のことについて、私が質問いたしましたのは、勿論、先ほどの質問で浄土ヶ浦とかを例として挙げたわけですが、それは一つひとつの施設がそうだということではなくて、例えば旧町村地区が全体的にどういう風に

経済的に活性化、まわっていくかということです。それが私の頭にあることなんですが、例えば五箇地区を例にとってみますと、五箇地区は前から「花の里づくり運動」とか、現実化されてはいないと思うのですが海の方のプロジェクト、そういう物があったわけです。それは当時の池田村長がかなりイニシアチブをとって進めてきたことだと思うのです。今の状況と全然違うのではないかなと思うのです。当時は勿論、村でしたので、今の町とは全然違うと思うのですが、そういうことがあって「花の里づくり」は成功していると思います。ですから五箇にはしゃくなげ園ですとか、エビネ園、エビネ園がやっている蓮田、これはもうコロナの状況化で最近^{はすだ}は蓮田も作られておりませんが、そしてぼたん園ですとか、五箇村全体を覆うような水仙、北方の方からの河岸沿いに春になりますと水仙が見事に咲きます。最近では赤と白の彼岸花がきれいに咲いています。勿論、春になりますと那久路でも小路の方でも桜並木が続くわけです。そういうように「花の里づくり」というのは非常に成功しているのではないかなと思うのです。それも今は高齢化によりまして、担い手が非常に困っているようなことになっているわけです。しゃくなげ園、エビネ園にしましても、それを維持していくためには人員が必要になってくるわけです、それをどうするかということを役場の皆さんが本当は考えていかなければいけないことではないかなと思うのですが、例えば、地域おこし協力隊という総務省のプロジェクトがあります。そして、そういうことを活用していくべきではないかという風に思うわけです。ここに、9月7日の「山陰中央新報」に「地域おこし協力隊員 26年度までに1万人」と。26年というのは2026年ですけど、総務省表明ということで記事が載っております。

それによりますと、「過疎地などの活性化に取り組む『地域おこし協力隊』の参加を呼び掛け、2026年度までに年間の隊員数を1万人にしたいという意向を表明したということです」1万人ですよ、また「都市部から地方への人の流れをさらに拡大するため、隊員数を大幅に増やすよう・・・」ということで始められ、「21年度の隊員数は6,005人、これまでは24年度までに8,000人に増やす目標を掲げていた」ということなんです。そういう風に国としても大幅に増員し、地域おこしを後押ししようとしているわけです。

それに対して、本町の地域おこし協力隊員は6名です。令和5年度の募集も6名です。また比較して大変申し訳ないですが、今日も先ほど海士町が出てきましたが、海士町は40名です海士町は2,300人の人口で、より余計に協力隊員が必要だということもあるかも知れませんが、それに対して隠岐の島町は13,000人強の人口でありながら、たった6名です。今も申し上げましたように、今、五箇を例にとってますので申し上げるのですがしゃくなげ園、エビネ園に

しても人手が足りなくて草刈りすら困難な状況にあるわけです。

こんなことをしていると、本当に今だって限界集落だといわれる状況にあるわけですが、本当に先行きが心配になってくるところであります。そういう五箇は良いものをたくさん持っていて、例えばレストランと組み合わせたり、温泉と組み合わせたり、それも広報次第で人は集められると思います。例えば、「今〇〇がきれいに咲いています」そしたらそのついでに「ホテル海音里」や「お食事処すみれ」でご飯を食べるとか、そういう風にして「あとは温泉に入って帰りましょう」とか、そういう風に回していけるのではないかと思います。そういう努力は、コーディネート的なことというのは支所の仕事ではないかと思います。まあ支所だけではないわけですが、後、都万目から移築した古民家もあるわけですが、それも利活用を考えているかと思いますけども、例えば、「創生館」や「喫茶木かげ」もありますけども、そこで隠岐らしい、田舎らしいお弁当を作って古民家で提供するとか、いろんな事が考えられるのではないかと思います。

そういうことをみんなで考えていって、実現していかないと先行きが非常に不安になってきておりまして、それについて、町長のご見解をお聞きできればと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

旧町村の振興がメインのご質問、それに具体的に町としてどうやって対応していくかというご質問と理解して、お答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、合併前は旧町村それぞれの資源を生かし、それぞれの町村の「振興計画」を策定するわけですが、その際、行政が主体という部分は、メインで振興計画を作ってきたと思っております。旧西郷町につきましては、行政主体というより、民間主体の計画が主だったと思っております。その当時、合併前の町村で言いますと都万、五箇、職員40名、布施20名だったと思っておりますが、その中で皆さんが行政に頼った事業展開をやっているということであつたと思っております。

合併以降なぜ、財政が破綻したかという点も含めて、そこにも気にするところがあるかと思いますが、合併以降につままして大きく変わってきてはおります。各支所については7名職員というような形での地域振興、その中でやっていかなければいけないというご批判はありますが、それが合併時に「協定」したことでございますので、その中で地域振興をやっていかなければならない。

我々の町としては、「第2次総合振興計画」では、以前の合併前の町村の方針と大きく異なる、役場はサポートということを具体的に言っております。最初の答弁でもお答えをいたしま

したように、行政主導でやったことに対して失敗も多くあったと、今は行政と一体となってやるんだけど行政はサポートとしてお互いが利益を求めながら、お互いというよりもやる側、地域がきちんとして利益を求めて継続できる物をやって行くという風に大きく変わっていると思います。

まだきちんと出来ていないですけど、地域の振興策としては議会のご理解のもと予算化をしていただいております。地域振興のために各支所に自由に使って良いという予算も、議会のご理解のもとに計上させていただいておりますが、先ほどの地域担当職員制度と一緒なことでございますが、まだ、その活用が地域と一体となっていない。これが現状です。

やはり地域が声を出して、役場がサポートする中で、その予算で今年はここまでやる。だけどこれは事業化していこうとすれば、この事業化という目的のある仕事は次年度の新規予算に計上していけばいいと私は考えて、地域に 100 万円というお金を皆さんのご理解のもといただいておりますので、「何もかんも 100 万円でやれ」ではなく話し合いのもとに。

それは具体化な話ではないですが、例えば五箇の「花」の政策も 3 地域のすごい立派な園があります。これらを皆さんがまとまって、こういった形でやって行こう、折角ある資源を連携してやって行こうということを組織として考えられたときに、役場はサポートということを行っているので、当然支援していくべきだと思っております。

先ほどの五箇の古民家の件につきましても、以前、支所としてそこで飲食を提供したり、郷土館の広場につきましても喫茶として、またコンサートを開いたり、支所の取り組みもございましたが、やはり行政主導で長続きしなかった。また、五箇地区の具体例でいいますと、五箇の民家につきましては“こぞって会”という組織が民家を使って、飲食と民謡をやるといような企画をされています。まさに、そういったことが釜の佐々木家がそうでした。地区のご婦人方の組織が、佐々木家を使って食事を提供していきたいということから、町として平成 20 年ぐらいの時に、地区から相談があつて町として積極的に応援して、今少しお休みをしていますが、もう 20 年近く、入館料も含めて佐々木家で食事を提供して観光の資源になっているという例もあります。一緒になってやるということでございますが、地区の方が資源を活用して試行錯誤してやろうとしていることに、まったく手を差し伸べないということとはございません。行政が「やろう、やろう」という主導じゃなくて、一緒にやっていく中でご支援は、今後もさせていただきたい、自立していただくための支援を積極的にやりたいと思っておりますので、そういう組織、声がたくさん上がることも、逆に言うと期待もしております。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

今までのご答弁で大体お考えは分かりまして、大変期待はするところなのですが、行政が出すぎれば行政に依存しすぎてしまい、またその地域にその気がなければ継続もいたしませんと言われるのも本当だと思います。

そのためにどうしたらいいのか、そこで地域おこし協力隊が活用できるのではないかと思います。ですから、町全体で5人や6人だということではなくて、もっとたくさん雇用して、例えば五箇地区に5、6名とか、それぞれの地域遺産を専従的にみる。そしてそれを5、6人が回りながらお互いに協働していく、そうしないと全て住民主導でというのも分かるのですが、例えばエビネ園、しゃくなげ園にしても高齢で自分たちでどうにもできなくなっているわけです。地域でやっているわけではなくて、そういう所は個人でやっているわけですから、地域全体の声があればということもなかなか難しいと思います。その支援として、地域おこし協力隊というのは、かなり大きな力になるのではないかと思います。そこをもう少し大幅に増員していただくように、皆さんで考えていただきたいと思うのですが、町長、これに関しては如何でしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

各町村の地域振興のために「地域おこし協力隊」を増員すべきというご質問、ご意見です。

地域おこし協力隊を入れればいいということではないです、必要あれば何名でも入れていきたい。その土台作り、自分もエビネ園もぼたん園もしゃくなげ園も実情を理解させていただいているつもりです。個人の方が今まで一生懸命やってきておられて、五箇地区のみならず隠岐の施設として十分な活用はされてきたと思っておりますので、これを守っていくのも行政の仕事であると、はっきり思っております。

ただ、それを個人だから駄目になる、そうじゃなくて地域として、例えばその個人の方ももう少し声を上げていただいて、それを一緒になってやっていくにはどういう方法があるのか、そこに役場が呼ばれると。その土台作りが形になっていく中で、地域おこし協力隊が必要だということになれば、当然、協力隊をとということになりますし、協力隊そのものが、地域の実情、要望の中でこちらが公募するわけですので、「しない」ではなく、そういう形が必要であればいつでも地域と一緒にやっていく考えですので、まずは、今、具体例で話しておりますが、他の事例もたくさんあるかと思いますが、今の「観光花園」につきましては、どこかで支所も含めて、どうしていくかということをしちゃんと議論してだと思っておりますので、何とかお力添えいただきたいと思います。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

最後になりますけど、今、町長にご答弁いただいたことは非常に評価できていると思っています。そのためには、やはり個人で声を上げるというのはなかなか難しいわけなんです。そこで支所が登場するのではないかと考えています。五箇支所も都万支所も、布施支所も中出張所、皆さん地域の実情をご存じだと思いますので、そういう所には積極的に出掛けて行っていただいて、どうやって維持していこうかという話し合いを、役場の方から話しかけてもいいのではないかと考えますので、支所の方に大変期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で、質問を終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

ここで、13 時 30 分まで昼休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 1 2 時 0 0 分 ）

○議長（ 池 田 信 博 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 3 時 3 0 分 ）

ここで、午前中の齋藤 則子議員の「一般質問」に対する答弁について、町長からの申し入れがありましたので、これを許可したいと思います。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

午前中の齋藤則子議員のご質問の中で、五箇地区の具体例の中で3花園についての保存、活用についての答弁でございますが、大変、園の使用者、今年4月から実施しております集落支援員の方に多大なご迷惑をかけた発言になっておりますので、修正をさせていただきたいのですが、3花園につきまして、それぞれの花園のオーナーの方からの声もあり、また4月から五箇地区に集落支援員を配置しておりますので、その方を中心にこの3花園について、具体的にどのように保存、管理していくかという検討が今、協議なされておりますので、その点について修正してご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（ 池 田 信 博 ）

一般質問を再開いたします。

次に、1 番：岡田 智子 議員

○1番（ 岡 田 智 子 ）

それでは通告にしたい、誰もが幸福^{しあわせ}を感じる、「Well-being（ウェルビーイング）」なまちづくりにつつまして、質問をさせていただきます。

近年、新たな日常に向けた考え方として、「Well-being（ウェルビーイング）」という言葉が広まりつつあります。「Well-being（ウェルビーイング）」とは、世界保健機関憲章の「健康」の定義から発展し、幸福で、身体的、精神的、そして、社会的すべてにおいて満たされた状態を意味し、より良い人生をおくるための新しい価値観として、今、注目を集めております。

そして、日本政府も昨年の6月に打ち出した「成長戦略実行計画」におきましても、『国民がWell-being（ウェルビーイング）を実感できる社会の実現』を明記しただけでなく、各種基本計画等においても、「Well-being（ウェルビーイング）」に関する成果指標であるKPIを設定したことで、“新たな時代のものさし”となりつつあります。

現在、各省庁で「Well-being（ウェルビーイング）」に関する取り組みを推進するため、実証事業や調査を実施していますが、特に、GDPのような経済的豊かさに加え、社会の豊かさや人々の生活の質・満足度等に注目していくことは、極めて有意義であると考え、政府は、個人と社会全体の「Well-being（ウェルビーイング）」の向上を重視いたしております。そして、今後、成果指標の結果が政策立案や運営に活かされてまいりますので、地方自治体の政策も「Well-being（ウェルビーイング）」の向上に貢献できるまちづくりが進展されると思われます。

さて、そのような中、既に「Well-being（ウェルビーイング）」の概念を盛り込んだ自治体が増えつつあります。少しいくつか先進自治体の事例を簡単にご紹介させていただきます。

まず、先駆的存在が、東京都の荒川区でございます。幸福実感都市の実現を目指し『荒川区民 総幸福度』を提唱いたしました。基本構想に定めます「健康・福祉」、「子育て・教育」、「産業」、「環境」、「文化」、「安全・安心」の6分野に指標を設けまして、住民の皆さんの幸福実感を測定し、政策の評価や立案に活用するだけでなく、みんなで一緒に、幸福度を高める運動も行っています。

次に、ウイズコロナ、ポストコロナを見据えて取り組んでいるのが富山県です。『幸せ人口1000万〜ウェルビーイング先進地域、富山〜』というビジョンのもと、「真の幸せ」である「Well-being（ウェルビーイング）」中心の成長戦略を打ち出し、県民の皆さん、企業の皆さん、行政が“ワンチームとやま”となって、今まさに事業を展開されておられます。

そして、最後は、一番近いお隣です。海士町ですが、『島の幸福論』をテーマに、総合振興

計画を策定しておられました。

このように、どの自治体も地域の課題解決に活用したり、総合振興計画や各種計画、戦略やビジョンに盛り込むなど、「Well-being（ウェルビーイング）」を主題においた行政運営が展開されはじめているところがございます。

さて、そのような中、本町におきましても、町長の理念であります『よかったが響くまち 隠岐の島町』は、この理念は「Well-being（ウェルビーイング）」の概念に一致していると思っておりますし、またわが町も「第2次総合振興計画」を作成する際、現行計画に掲げます基本施策における満足度、重要度を調査しておられ、その結果が反映していると思います。ですので、これらを踏まえ、より行政が住民の皆さんにとって、さらに身近な存在だと実感していただくためにも、私は、この「Well-being（ウェルビーイング）」を提言させていただきます。

それは、町長が所信表明で、「誰もが胸をはって『好きだから』と言える町の実現を目指す」とおっしゃっておられました。私は、この町長の思いを、更に町民の皆さんに実感していただくためにも、「Well-being（ウェルビーイング）」という“幸福や社会的豊かさを測るものさし”を使い、政策の成果や要因が見える化し、町民の皆さんの満足度や幸福度の向上に寄与することで、「やっぱり、わがところが好きだから！」と、笑顔で語る町民の皆さんの想いも実現することができると思います。

また、本町独自の「Well-being（ウェルビーイング）なまちづくり」を推進していくことは、持続可能な地域社会の実現と、「住めば住むほどよかったが響くまち」、「訪れれば訪れるほどよかったが響くまち」、そして、町長がいつもおっしゃっておられます、「人と絆をいかにしたまちづくり」につながるものであると私は信じています。

そこで、町長に二つのことについて質問させていただきます。

まず、私の提言いたします「Well-being（ウェルビーイング）」につきましても、町長のご見解をお聞かせください。

そしてもう一つは、本町独自の「Well-being（ウェルビーイング）なまちづくり」を推進するためにも、国の指標や政府の政策パッケージが明確になった際には、「Well-being（ウェルビーイング）」の概念を、「第2次総合振興計画」をはじめとする各種計画や、行政評価等に盛り込むお考えがあるかお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、岡田議員の「誰もが幸せを感じる Well-being（ウェルビーイング）なまちづ

くり」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「岡田議員が提言する Well-being（ウェルビーイング）に対する私の見解」についてですが、本町では、第2次隠岐の島町総合振興計画と、私の選挙公約「よかったが響くまちの実現」、そしてSDGsを関連付け、さまざまな施策に取り組んでいるところでもあります。これらすべてが、人口減少の抑制を目指すものであり、町民の皆様一人ひとりに、「隠岐の島町に住み続けたい」と思っただけのことが、極めて重要であると認識しております。そのためには、第2次隠岐の島町総合振興計画に掲げたKPIの達成は当然のことながら、町民の皆様に「よかった」や「好きだから」といった、目には見えない感情を抱けただけの施策を実施しなければならないと考えております。あわせまして、「隠岐人の心の育み」も重要な取り組みになると認識しているところでございます。

また、目には見えない感情を、満足度という形で「見える化」することで、新たな施策の企画立案などの参考になるものと考えております。

次に二点目の、「Well-being（ウェルビーイング）の概念を各種計画に盛り込む考え」についてですが、国におきましては、昨年7月に「Well-beingに関する関係府省庁連絡会議」が設置され、Well-beingに関する取り組みの推進に向け、検討が開始されたと伺っております。

現在のところ、地方自治体に対し、詳細な情報提供はございませんが、国の方針が明確になった際には、第2次隠岐の島町総合振興計画をはじめとする各種計画における、Well-being（ウェルビーイング）に関する取り組みにつきまして、検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（岡田智子）

町長の隠岐の島町に住み続けたいと思っただけのこと、また目には見えない感情を満足度というカタチで見える化することの必要性など、理解をすることを理解しますとともに、これからまた検討していただけるということ、とても嬉しいです。

それを踏まえまして、再質問をさせていただきます。私は、「Well-being（ウェルビーイング）」な町づくりとは、町民の皆さんが、地域が幸せになるために、また「ここで生まれてよかった」と実感していただくためにも、みんなで一緒に考えることが大事であり必要だと思っております。

少し荒川区のお話をさせてください。荒川区は住民の皆さんの満足度、幸福度が見える化したことで、住民の皆さんの目線にたって、何に満足していて、何に困っているのか、これ

を共有しながら、満足度と幸福度の向上に寄与する事業を行っておられます。その中で特に印象的だったのが、「行政評価」です。これまで荒川区、例えば公園を作った数とか、道路整備メートル数等、政策の直接的な結果で行われていたそうです。ですが、この概念を盛り込んだことで、公園を作ったことや道路を整備したことで住民の皆さんにどのように役立っているのか、政策の成果で捉えることができるようになって、そのことが事業の重要度、優先度の把握だけでなく、限られた財源と人員を有効活用しながら行政サービスの向上を目指すことにも繋がっているようです。

私もいろいろな事業を実施させていただく中で、費用対効果が大事なのは十分認識しております。ですが、町づくり、地域づくりというのは、直接的な目標の達成だけでなく、住民の皆さんが、地域が満足する、喜ぶ、副次的効果もたくさん生じています。ですので、一概に費用対効果だけで判断するのではなくて、皆さんの「Well-being（ウェルビーイング）」も考慮しながら取り組むことで、有意義な事業が展開できるのではないかと考えております。

それを踏まえて再質問、ここから本題に入らせていただきます。

私は、「Well-being（ウェルビーイング）」というのは、一人ひとりの満足度、幸福度を測るだけでなく、社会全体の豊かさと一緒に測ることができるので、画期的で新しい時代のものさしだと思います。

そこで、本町も検討していただく、盛り込んでいただくということを検討していただくということで、未来に向けての提案になるのですが、その方法といたしまして、私は住民の皆さんの目線に立った本町独自の「Well-being（ウェルビーイング）」という“ものさし”をつくる必要があると思います。

この“ものさし”をつくるためには、小規模な実証事業といたしまして、まず地域をいくつか限定させていただいて、そしてその地域に合わせた指標・体系・項目づくり、こういったことを行政と住民の皆さんが一緒になってつくる幸福実感度、これを調査することで、本町の「Well-being（ウェルビーイング）」というものさしが出来上がってくるのではないかと考えています。未来に向けての提案になりますし、また午前中の質問とリンクするかも知れませんが、私の考えに対する、町長のご見解をお聞かせいただけるととても嬉しいです。よろしくお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

岡田議員のご質問、未来に向けた取り組み、一例としてはモデル地区を創って実証実験、その地域における満足度、幸福度を調査する。それを“ものさし”として、町づくりを進め

ていけばいいのではという提案とご質問を併せたものだと思いますが、まず、わが町の「Well-being（ウェルビーイング）」という点で、現段階のまちづくりの中、私どもの「第2次総合振興計画」でも、まちづくりの方向性で、まちづくりの姿の実現基本目標6つ掲げてますが、人が輝くまちの中では、心豊かに暮らすことができるまち、安心して暮らせるまち、他にたくさんありますが、住みやすさを実感できるまちでは、住みたい、関わりたいと思える環境づくり、暮らし続けたいと思えるまちづくりというふうに、岡田議員が「Well-being（ウェルビーイング）」を提案していただいたことに対して、我々も「第2次総合振興計画」の中で岡田議員の提案と同じ方向で町づくりを進めているというのが、ここの基本目標だと思っております。

その中で実際に、私も見える化を進めていくと答弁させていただいたのですが、この答弁書をつくる時も担当部署と答弁書の話し合いの中で、その数値化ということを見る化、どういった形で、なかなかここが難しい面で一人ひとりの幸福度、満足度は違うじゃないかというところまで議論しました。それは少し理解できてきたのは、その満足度・幸福度に対する設問の在り方だと思っております。「どのように考えますか」と言えば、全部、満足度も幸福度も違ってくるのですが、「イエス」か「ノー」で答えた場合、「今の町が好きですか」「嫌いですか」と答えた時に、「それは好きだ」と「嫌いだ」ということは出てくるのだと。ある意味、そういったことの積み上げが数値化できること、まだまだ勉強不足ですが、誰もが考え方が違うわという先入観があったものは、岡田議員の提案によって自分の中では少し解決できたのではないかなと思っております。

その中で未来についてということになるのですが、確かに今言ったように、わが町にとっての満足度、幸福度って今どうなんだろうという面では、分ってないです。それを全般的にやっていけるかということもなかなか難しいですから、ご提案あったように一つ、二つ、三つのモデル地域の中でどういった形で満足度、幸福度を測ればいいのかという点での理解ができるんじゃないかと、今、ご提案いただいた中で思うところであり、ここで早速実施しましょうということではないですが、そういった目に見えない物を見る化という点では、一つの方策ではないかと理解しております。おっしゃられるように、今回の一般質問でありますように「Well-being（ウェルビーイング）」という言葉自体も、今回、我々職員にとっても改めて理解できたと思いますし、今までになかったことが「第2次総合振興計画」にもちゃんと記載されていることも、我々も町民の皆さんも理解できたと思いますので、今後は言われたように見える化ができる中で、費用対効果だけでなく住民の皆様方にとって、本当に必

要な物、満足な物ができるように取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○1番（岡田 智子）

ありがとうございます。「第2次総合振興計画」を基に、今の町づくりの土台があるうえで、これから皆さんと一緒に考えていくことだと私も実感しております。

私が、この幸福実感度を申し上げたかと言うと、この幸福実感度は住民の皆さんの満足度や地域全体のニーズを見える化することに繋がるので、これまで行政評価や行政が把握できなかった地域の課題が明確になったり、町長がおっしゃいましたけれども新たな視点で、現在や将来に向けての政策の検討ができるのではないかと思ったからでございます。

またこのように皆さんと一緒にやる、手作り感あふれる地域づくりは、町や地域の課題を自分ごと化することができますので、みんなが幸せに暮らせるにはどうしたらよいのかという気づきにも繋がってくると思います。この気づきこそが更なる地域力の強化であったり、本町が目指すSDGsの達成に貢献できると思っております。

最後になりましたが、今回の私の質問。私も正直、悩みながら勉強させていただきました。なぜならば、町長と同じです。幸福の概念は人それぞれで定義するのは難しいからでございます。

ですが、地域の現場に立つと住民の皆さんから地域の課題をよく耳にします。そこで実感するのは、地域の課題はその地域の自然、風土、文化によっても異なりますし、またそこに住んでおられる方々の世代、性別によってもいろいろ実情が異なっています。このそれぞれ異なる地域課題を解決していくのは難しいかも知れません。

ですが、私はこの「Well-being（ウェルビーイング）」を利用しながら、現場で知見を得て、そして住民の皆さんの満足度、幸福度に繋がる現場視点での探究こそ、新たな価値を生み出して、今まで解決出来なかったことも解決出来るかもしれないと思ったからでございます。

本町におきます「Well-being（ウェルビーイング）」は始まったばかりです。皆さんと共に新たな価値を創り出す、そんな本町独自の「Well-being（ウェルビーイング）」な共創社会の実現に向け、引き続き、私も未来に幸せと希望の種を蒔く活動を実践していきたいと思いい、改めてお願いを申し上げ、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（池田 信博）

以上で、岡田 智子 議員の一般質問を終わります。

次に、13 番：石田 茂春 議員

○13番（石田 茂春）

それでは、「職員採用試験」について伺います。

この件については首長の特権であるように思われます。そして一般質問にそぐわないかも分かりませんが、あえて質問します。

皆さんご承知のとおり、隠岐の島町では毎年職員を募集し、数名の職員を新規採用しています。本年も令和5年度にむけて職員を募集しています。一次試験が今月の18日にありました。二次試験が10月30日に実施されます。

職種は一般事務、土木技師、保育士、保健師、調理員であります。

試験内容が職種によっては、教養試験、専門試験、職場適応性検査等が実施されます。国家試験資格者の受験者もすべての試験を受けるようになっています。

国家試験資格を有する職種については、作文、面接試験のみを行うべきと考えます。作文の表題は分かりませんが、受験者の隠岐の島町に対する熱い思いと考えております。そして面接試験は、面接に携わる関係者は非常に責任重大であります。

国家試験資格とは、国の制度に基づいて各種分野における個人の能力、知識が判定され特定の職業に従事しうることを証明するものであります。

地方公務員になるには、各自治体や職種によって内容が異なるが、採用試験に合格することです。しかし、地方公務員法第17条の2においては、採用方法では人事委員会を置かない地方団体においては、競争試験または選考によるものとする、でありますこの選考が「みそ」であります。

各自治体で受験内容を考えても良いのではないかと。

町長をはじめ職員はよく分っていると思いますが、ちなみに申しますと、土木技術者とは、土木分野全般を対象として倫理観、専門的能力を有する土木技術者を土木学会が責任を持って評価しています。建設業第27条に基づいて国土交通大臣指定期間が実施する国家試験であります。

また、保育士は保育所など児童福祉施設において子どもの保育を行う者、日本の国家資格の一つであります。学歴によっては保育士、幼稚園教諭。今回の募集内容は保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する方です。幼稚園教諭になるには、幼稚園教諭養成課程のある大学や短大、専門学校へ進み、必要科目を履修することで、幼稚園教諭免状を取得することができます。

そして、保健師は看護師の上位資格にあたり国家資格である保健師は、「保健師助産師看護師法」という法律において「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とするもの」とされています。

隠岐の島町の最高責任者は、いうまでもなく町長であります。

隠岐広域連合では、医療関係者を募集する場合は、作文、面接試験のみであります。すべてこれは国家試験資格者であります。

隠岐の島町も国家試験資格者については、医療関係者と同じ試験内容にすべきであります。国家試験を重んじて町長の考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石田議員の「職員採用試験」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町の令和4年度職員採用試験につきましては、役場職員として必要な一般的知識や知能を確認するために、募集する全ての職種におきまして、島根県町村会が実施する「島根県町村等職員採用統一試験」を利用した教養試験を行う予定としております。

また、県内の全ての町村におきましても、専門職を含む職員採用試験に際し、例年、本町と同様な方法による教養試験を実施しているところであります。

しかしながら、全国的に、地方自治体における専門職の担い手不足や定員割れが深刻化している中、採用試験の受験資格の緩和や試験時期の前倒し、筆記試験の撤廃などに取り組む自治体が増加しており、県内では、松江市が、本年度より専門職の教養試験を能力検査に変更されたと伺っております。

この度、議員より、国家試験資格者につきましては、作文、面接試験のみで行うべきのご提言をいただいたところでありますが、本町といたしましても、募集する職種に欠員が生じることのないよう、専門職における教養試験の撤廃も含め、一人でも多くの方に受験していただける職員採用試験の実施方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○13番（石田 茂春）

ただ今、町長の答弁で専門職は教養試験の撤廃を含め、職員採用試験の実施方法を前向きに検討するということですので、私は実施すると理解しました。

町長、多くの方が受験してくれると思います。そして、これまで以上の素晴らしい役場をつくってくれます。スピード感を持つためにも、来年度から実施すべきと考えますが、町長どうですか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

迅速に対応すべきというご質問ですが、お答えをいたしましたように専門職につきましては、検討するということにしておりますので、実現できるようやっていきたいと思います。

○13番（ 石 田 茂 春 ）

再々質問して申し訳ありませんが、町長は検討するということですので、1年も早く前向きに実施すれば、また素晴らしい職員もできるのではと思いますので、私は期待して終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、石田 茂春 議員の一般質問を終わります。

最後に 12 番：前田 芳樹 議員

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは「移住定住促進策について」、早速ながら質問をいたします。

その、小項目一点目です。

人口減少対策でUターン者向けの更なる喚起と支援増強をするべきでないか、についてでございます。

島根県は過疎地域指定区域が多く、人口減少対策として早くからUI ターン者の移住定住促進策に取り組み、その点での先進県と称されてきたと言います。必然的に隠岐の島町も同様な対策を取ってきたわけでございます。

しかし、町民の大多数もUI ターン当事者も支援制度の細部、もしくは全容までを理解ができていたとは言えないのではないのでしょうか。支援制度のプロパガンダが不足しているのではないかと思います。

これまで本町もよく人口減少対策に取り組んできましたが、人口減少傾向に歯止めはかかってはおりません。令和3年度にはUターン者103名、Iターン者129名、転出者388名に対し転入者430名で42名の転入超過となっているといえます。一定の効果は見せているわけであります。ただ、自然減を含めた人口動態では、対前年で令和3年216人減、令和2年234人減、平成31年221人減、平成30年では213人減という状況でありました。毎年200人超の人口減少傾向が続いてきました。遠からず8,000人程度まで減少していくという人口推計が示されたことがありましたが、そうなれば、各地で集落は崩壊し、特有の文化は失われ、社会基盤の縮小と機能の低下が激しくなるはずでございます。そういう事態にならないように、今のうちに島内人口12,000人以上のところで人口減少に歯止めをかけなければならない

のは言うまでもありません。

ここで一念発起して、関東・関西圏域からのUターン者に的を絞って支援制度の広告宣伝を格段に増加させて展開しては如何でしょうか。その際に島根県の支援制度に上積みをする隠岐の島町独自の支援策を講ずる必要があるのではないのでしょうか。

島根県の移住支援制度に、東京23区内に5年以上居住していた50歳未満の人が島根県内に移住した場合、あらかじめ求人申し込みをして登録された法人に就業した時に、2人以上の世帯の場合には100万円、単身の場合には60万円を世帯ごとに「移住支援金」を交付するというものがあります。受給後に他地区へ転出した場合には返還義務制約があります。東京圏域への人口の一極集中の是正と地方の中小企業等における人手不足の解消を目的にした国の制度設計によるものだと思います。

町のホームページをみますと、住宅支援、就業支援、移住支援金、東京の日比谷に島根県の出先機関が窓口を置いて「ふるさとしまね定住財団」を窓口に行っていることと、連携しながら定住促進に努力をしているのは分かります。ただ、これらの窓口を活用しながら情報拡散をもっと増進させるべきではないのでしょうか。

町内の全世帯に詳細な制度資料を配布するとか、各家庭から子息を呼び戻して貰うとか、そして関東・関西圏域での公宣活動を増進させるとか、いま一度、格段の取り組みが必要ではないのでしょうか。他の町村を上回る支援策を企図して、定住率がよいであろうUターン者向けの公宣活動を増強しては如何でしょうか。

次に、小項目二点目です。

島内の法人事業所のどこに就職しても移住支援金受給の対象になれるように、支援制度利用の条件緩和を島根県に申し入れるべきではないのでしょうか、についてです。

この制度の目的として、地方の中小企業の人手不足の解消があります。移住定住促進には就業機会の用意がまず求められるわけでございます。雇用機会の創出に官民協同で懸命に取り組んでいますが、建設業、介護福祉、農林漁業などの産業分野では慢性的な人手不足をかっっています。

Uターン者が支援制度を利用して、移住支援金を受給するには「ふるさとしまね定住財団」に求人企業としてあらかじめ登録した法人事業所に1年以内に就職しなければならないとなっています。求人申し込みをしていない法人事業所は、対象事業所にはなっていないようがあります。Uターン者を増やすために「移住支援金」を多くの人が受給できるように、就業機会の受け皿は大きく広げておかねばなりません。本町内の法人事業所の大多数が、就

業対象事業所になれるようにしては如何でしょうか。

また、UI ターン者たちは本町内に住んでいることのみで地方交付税の算定基礎に寄与していることでもありますので、UI ターン者数を増加させるためには就業対象事業所に就職しなければならないという条件は緩和するべく、島根県に申し入れるべきではないでしょうか。以上二点、町長のご見解をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「移住定住促進策」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「人口減少対策でU ターン者向けの更なる喚起と支援増強をするべき」についてであります。昨年度におきましては、総人口は減少いたしました。5 年ぶりに 42 名の転入超過となり、また UI ターン者数も一昨年度を 6 名上回る 232 名となりました。少しずつではありますが、これまでの成果が見えはじめていると分析しているところであります。このような状況ではございますが、結果に甘んじることなく、更に移住定住施策を強化してまいります。

U ターン施策につきましては、若者たちと関係性を保ち続けることが重要であるとの視点のもと、高校卒業時からきめ細かな対応を行っていくことで、U ターンを促進させる取り組みを検討してまいります。議員ご指摘の、移住定住情報の発信につきましては、さまざまな方法を駆使して行っているところではございますが、まだまだ強化する余地はあると認識しております。引き続き島根県等と連携し、U ターン、I ターンにこだわることなく、社会動態の増加に向け、情報の発信を行ってまいります。

また、島根県の移住支援制度につきましては、島根県と県内の市町村が共同で取り組んでいるものでございます。本制度における支援の上積みは行っておりませんが、本町独自の施策といたしまして、定住奨励金、住宅改修補助金、及び家賃補助金を別途交付できる仕組みとしております。

次に二点目の、「島内の法人事業所のどこに就職しても移住支援金受給の対象となるよう、支援制度利用の条件緩和を島根県に申し入れるべき」についてであります。島根県と県内の市町村が共同で行っている移住支援金につきましては、国における地方創生移住支援事業を活用したものであり、地方の人口問題と雇用問題をセットで解決するために制度設計されたものであります。したがって就業条件を緩和することは、国庫補助の採択要件を満たさなくなることから、現行の制度では困難であると考えております。

現在、本町では 7 つの事業所が移住支援金の対象求人として、「くらしまねっと」に登録を

しています。今後は、移住支援金の対象求人が増えるよう、隠岐の島町雇用対策協議会等と連携し、取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

一点だけ簡潔に再質問をいたします。

移住支援金の対象求人事業所が、本町では7か所しかなかったということが、今後の人口増へのキーポイントだと私は思います。

近年に本町に家族連れでIターンした人が何か支援金があるかと思っていたが、何も無かった。少しは支援があってもいいじゃないかと、おかしいと怒っていたという記事を最近見ました。

本町での法人、個人の事業所は相当ありますが、昨年度52の事業所が求人をしていたそうですので、求人したこれらの事業所を、当然、雇用機会と就職支援金の対象事業所になれるようにすることが、今後の人口増への重要ポイントではないかと私は感じます。

ですので、「隠岐の島町雇用対策協議会等と連携し、取り組んでまいります」と答弁いただいてますが、ここら辺は制度上難しいからといって、取り組まない方はないんであって、島根県と雇用対策協議会と連携をして、島根県に制度の変更に及ぶまで要望をしていくとか、取り組んでいただきたいなと感じるわけですが、一言ご見解をお願いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

前田議員の再質問ですが、求人事業所等含め、県に緩和の働きかけを更にするべきではないかというご意見ですが、まずもって、一言では言えませんが、この7か所の求人企業、島根県に申請をすればなれるわけです。その記載例もいたって簡単です、一枚の紙です。この要件も官公庁でない、大企業でない、本店が東京でない、雇用保険の適用事業主、風営法に定める営業者じゃない、反社会的勢力との関係を有してない、この6つの要件をクリアしておれば、企業が島根県に一枚の……。今言ったことに該当することのないこと、そういった意味で、こういった制度の緩和もですが、雇用促進協議会と一緒にあってまず企業の登録について、積極的に働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

再質問ではありません。一言だけ申し上げておきたい点です。

聞けば、制度の緩和措置というか制度の利用方法が意外と利用できる可能性があるということがよく分かりましたので、しっかり事業所に指導をして、対象事業所になれるようにし

てやっていくべきだと思います。そうすれば、UI ターン者は必ずや増加するだろうと思われるので、よろしくお願いいたします。

以上といたします。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日 9 月 22 日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 4 時 2 5 分 ）